

島原市広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島原市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条及び第14条の規定により市広報紙「広報しまばら」への有料広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(広告掲載の基準)

第3条 広報に広告掲載する広告（以下「広報広告」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 島原市広告掲載基準（平成19年4月1日施行）

(2) 広報しまばら広告掲載基準（別紙）

(広告の募集)

第4条 広報広告の募集は、市の公式ホームページ、市の広報その他市が定める方法で行う。

2 市長は、前項の広告の募集に当たって、広告代理店等を介して行うことができるものとする。

(広告掲載の申込)

第5条 広報広告の申込者（以下「広告申込者」という。）は、広報しまばら広告掲載申込書（様式第1号）を市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾等)

第6条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、要綱第5条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

2 市長は、第3条各号に掲げる基準に適合する広告申込者が広告枠を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、様式第2号又は様式第3号の通知書により広告申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、広報しまばら広告掲載基準に定めるとおりとする。

2 前条第3項の規定による広告掲載の承諾通知を受けた広告申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

3 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事情により広告掲載を中止したときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料には、利子を附さない。

(広告掲載の取り止め)

第8条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除の通知)

第9条 市長は、要綱第9条の規定により広告掲載の契約を解除したときは、通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

(免責)

第10条 広告掲載に関して、市が広告主に対し、債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合の賠償額は、当該広告主が納付した広告掲載料を上限とする。

(裁判管轄)

第11条 広告掲載に対する訴訟については、市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年1月13日から施行する。